

受配電監視用直流電源装置蓄電池交換

件 名		受配電監視用直流電源装置蓄電池交換			
図 名		表 紙			
総務部長		管理課長	営繕班長	企画係長	設 計
					
図面枚数		1／3	作 成	令和8年8月	
陸上自衛隊 九州補給処 総務部 管理課					

仕 様 書

1 件 名 : 受配電監視用直流電源装置蓄電池交換

2 場 所 : 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7番1 陸上自衛隊目達原駐屯地

3 概 要

- (1) 受配電監視装置用の制御用直流電源装置蓄電池交換・・・1式
直流電源装置形式：TR-SNTB10030（株式会社ジーエス・ユアサパワーサプライ）

4 一般事項

- (1) 本交換は、本設計図書によるか特記事項及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建設工事標準仕様（建築工事）令和7年度版」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事改修工事）令和7年度年度版」による。
- (2) 本交換に使用する材料は、全て監督官の検査を受けた合格品のみを使用する。
- (3) 請負者は交換実施にあたり、仕様書及び現地において、相違・疑義あるいは不明な点が生じた場合は、監督官と協議しその指示に従うものとする。
- (4) 請負者は交換実施にあたり、本交換以外の他の部位を汚破損した場合は、請負者の責任により原形に復旧するものとする。
- (5) 請負者は交換実施にあたり、安全管理に留意すると共に交換終了後は現場の整理整頓、清掃をするものとする。
- (6) 本交換に際して、本仕様書に明記なき事項についても施工上当然処置すべき事項は、請負者の負担で実施するものとする。
- (7) 本交換の作業写真は、デジタルカメラ等を使用し、着工前、使用材料、各工程、完成及び監督官の指示するところを撮影し、監督官に1部提出するものとする。なお、デジタルカメラの電子データ等は検査終了後、請負者の責任において確実に消去するものとする。
- (8) 入出門、物品の搬入、搬出、提出書類は部隊で定めた規則によるものとする。
- (9) 本交換に使用する電気、水については、請負者側で準備するものとする。
- (10) 本交換実施の際は、十分な安全対策を講じ、常に注意を怠らないものとする。万が一事故が生じた際は速やかに監督官に報告及び対処するものとする。また、災害事故・破損発生等については、全て請負業者責任とし、速やかに原形に復元する。なお、その際官側としての補償は、一切行なわない。

件 名	受配電監視用直流電源装置蓄電池交換		
図 名	仕様書		
図面枚数	2/3	作成年月	令和8年8月
九州補給処		総務部	管理課

5 特記事項

(1) 交換部品は、下表による。

交換箇所	品 名	規 格	数量
252号建物 受配電監視用 直流電源装置	鉛蓄電池	(株) ジーエス・ユアサ パワーサプライ SNSX-50-12	9個

(2) 本交換は受電監視装置を継続的に運用しながら実施する。

(3) 本交換後は、試運転調整を実施し正常に作動しているかを部隊監督官立会のもと確認する。

(4) 試運転調整時、本交換以外の不具合等生じた場合は不具合箇所の診断及び見積りを提出するものとする。

件 名	受配電監視用直流電源装置蓄電池交換		
図 名	仕様書		
図面枚数	3/3	作成年月	令和8年8月
九州補給処		総務部	管理課